

新型コロナウイルスワクチン接種

追加接種（3回目接種）がはじまりました

現在、令和3年4月までに2回目接種を終了した方（主に医療従事者）の追加接種を進めています。追加接種の対象は、18歳以上で、2回目の接種から、原則8か月以上経過した方とされていますが、国の方針により、前倒しとなることもあります。対象となる方には、3回目の接種時期が近づいたら、個別に通知します。



追加接種（3回目接種）Q & A

①追加接種には、どのような効果がありますか？

追加接種を行わなかった場合と比較して、感染予防効果や重症化予防効果などを高める効果があります。

【厚生労働省「新型コロナワクチンQ & A」
（右記QR）より抜粋】



②2回目の接種後、日立市に転入しました。追加接種を受けるには？

2回目の接種後に日立市に転入された方が、追加接種を受けるには、改めて接種券を申請する必要があります。

【申請方法】

市のホームページ（右記）をご覧になるか、コールセンターにお問い合わせください。



③追加接種で使用されるワクチンは？

1回目、2回目の接種に使用したワクチンの種類にかかわらず、mRNA ワクチン（ファイザー社製または武田/モデルナ社製）となります。

④初回（1回目・2回目）接種がまだ受けられていません。追加接種が開始されても、初回接種を受けることはできますか？

接種を希望される方で、まだ接種を受けていない方は、お早めにご予約ください。

【1・2回目接種の予約方法】

- ①インターネット予約（右記QR）
- ②ワクチン接種ひたちコールセンターへ電話予約
☎ 050-3646-5466
（受付時間：毎日 午前8時30分～午後5時15分）



ワクチン接種証明書をスマホで取得できます

1・2回目の接種記録は、接種した方に交付されている接種済証や接種記録書だけでなく、スマートフォン専用アプリでも確認・証明できます。



接種証明書（電子版）

スマートフォンから接種証明書アプリをダウンロードし、申請してください。

*申請には、マイナンバーカード + 4桁の暗証番号（マイナンバーカード作成時に設定）が必要です。マイナンバーカードの申請方法などについて、詳しくは、市のホームページ（右記）をご覧になるか、市民課へお問い合わせください。



接種証明書（紙）

接種証明書（電子版）が取得できない方や、1・2回目を接種した方に交付されている接種済証や接種記録書を紛失した方などに発行します。詳しくは、ワクチン接種ひたちコールセンターにお問い合わせください。

問合せ ワクチン接種ひたちコールセンター ☎ 050-3646-5466（直通） FAX 85-8010
受付時間：毎日 午前8時30分～午後5時15分（年末年始も対応）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）を支給

対象 基準日（令和3年9月30日）時点で18歳以下（平成15年4月2日以降生まれ）の児童を養育している方で、主たる生計維持者の令和2年中の所得が下表の限度額未満の方 *基準日の翌日から令和4年3月31日までに生まれた新生児も支給対象となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額	収入の目安
0人	6,220,000円	8,333,000円
1人	6,600,000円	8,756,000円
2人	6,980,000円	9,178,000円
3人	7,360,000円	9,600,000円
4人	7,740,000円	10,020,000円
5人	8,120,000円	10,400,000円

- * 児童手当の支給区分が「特例給付」の方は支給対象外となります。
- * 転入者など、令和3年9月分の児童手当を他の市区町村から受給した方は、9月分の児童手当を支給した市区町村から支給されます。

申請方法

No.	対象	給付額	給付日	支給方法	申請
1	令和3年9月分の児童手当受給者（公務員以外）	児童1人につき 50,000円	12月27日(月)	児童手当と同じ方法	不要
2	令和3年9月分の児童手当受給者（公務員世帯）		1月末以降 随時	申請書で指定した方法（一部の方は申請不要となる場合があります）	要
3	その他の児童（高校生など）の父母など				
4	基準日の翌日から令和4年3月31日までに生まれた新生児の父母など				

* 申請が不要な方には「給付のお知らせ」を、申請が必要な方（18歳以下の児童が属する世帯）には申請書などを郵送でお送りします（申請書などが届いた世帯でも所得制限を超えている場合は対象外となります）。

申請期間 No. 2, 3の方：1月11日(火)～2月28日(月)（必着）
No. 4の方：1月11日(火)～4月28日(木)（必着）

申請方法 申請書などを直接か郵送で、子育て支援課へ
* 詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問合せ 子育て支援課 内線 338



市 HP

【奨学金を借りている方へ】大学など卒業後の「日立市での暮らし」を応援！ 奨学金の返還金を最大全額補助

対象となる奨学金を利用して大学などを卒業後、市内に定住するなどの要件を満たす方に、**奨学金の返還金を最大で全額補助**します。

対象となる奨学金

- ①日立市奨学金（*1）
- NEW ②日本学生支援機構貸与奨学金（第一種）（*2）
- NEW ③茨城県奨学資金（*2）

- *1 右表Aは平成29年度以降返還開始者、右表Bは令和元年度以降返還開始者が対象
- *2 右表A Bともに令和3年度以降返還開始者が対象

【奨学金返還支援制度】

	補助の名称	要件（次の要件を全て満たす方）	補助の内容
A	奨学生ふるさと定住促進補助	<ul style="list-style-type: none"> ■日立市に居住（住民登録）する ■奨学金返還金及び市税の滞納がない ■奨学金の貸与開始時に40歳未満 	奨学金返還金の最大50%を補助
B	奨学生医療・介護・福祉職就業支援補助	<ul style="list-style-type: none"> ■上記Aの要件を満たす ■医療・介護・福祉職の国家資格を活かし、市内事業所で働く 	上記の補助とあわせて奨学金返還金の最大100%を補助

* 他の奨学金返還支援制度をあわせて受給することはできません。

2つの補助あわせて
最大全額補助

申請期間 1月4日(火)～31日(月)（必着）

申請方法 申請書（市のホームページからダウンロードできます）などを直接か郵送で、教育委員会総務課へ * 詳しくは、市のホームページをご覧ください。

問合せ 教育委員会総務課 内線 673



市 HP